

# 慢性腎臓病療養指導看護師（CKDLN）再認定審査要項

## 1. 慢性腎臓病療養指導看護師の再認定について

慢性腎臓病療養指導看護師（CKDLN）としての活動には、慢性腎臓病患者の療養生活支援が不可欠である。しかし所属施設の人事異動や転職等により、その支援に携わることが難しい状況におかれる可能性は少なくない。このような状況下で CKDLN の認定更新を断念した者の活動を支えることを目的として、再認定制度を設ける。

## 2. 再認定制度の申請資格

CKDLN の資格取得後 5 年間の活動実績があり、認定更新の承認を得た者のうち、諸事情により再更新または再々更新の該当年に更新できず、資格失効になった者（申請しなかった者、あるいは不合格となった者）。

再認定審査を申請する者は、申請時において下記 5 項目をすべて満たしていなければならない。

- 1) 日本国の看護師免許を有すること
- 2) CKDLN 資格失効後も、継続して日本腎不全看護学会正会員であること
- 3) 過去に CKDLN の認定更新の承認を得ていること
- 4) 資格失効から 5 年以内であること
- 5) 申請時点までの 5 年間（資格失効期間を含む）に、認定ポイントを 70 ポイント以上取得できていること

## 3. 申請手続き及び申請期間について

- 1) 当該年度の再更新審査要項あるいは再々更新審査要項公開後、日本腎不全看護学会事務局【CKDLN 認定窓口】にメールし、「CKDLN 再認定申請書」を取り寄せる。
- 2) 「CKDLN 再認定申請書」に必要事項を記入し、日本腎不全看護学会事務局【CKDLN 認定窓口】あてにメールで送付する。

申請期間：毎年 2 月 1 日～2 月末日

**※例外は一切認められませんので、期限を遵守してください。**

- 3) 申請と同時に、審査料(10,000 円)を納付する。  
納付方法は、申請書をお送りする際に案内します。  
申請期間内に納付が確認できない場合、再認定審査申請を取り下げたものとみなします。また、一度納付された審査料は返金しません。

## 4. 再認定審査について

- 1) 提出書類をもとに再認定審査を実施し、可否を判定します。
- 2) 審査の結果は、3 月中旬にメールにて通知いたします。
- 3) 再認定審査に合格した者は、再更新審査要項あるいは再々更新審査要項に準じて、申請を行ってください。各要項の「認定資格を有する 5 年間」には、資格失効期間を含むものとします。

【問い合わせ先】

一般社団法人日本腎不全看護学会 事務局 CKDLN 認定窓口

E-mail: g045dln-info@ml.gakkai.ne.jp

2022年11月29日 施行

2023年9月30日 改正